

ワンダーモバイル利用規約

第一章 総則

第1条(利用規約の適用)

1. 本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ワンダーサプライズ(以下「弊社」といいます。)が運営・提供する格安SIMサービス「ワンダーモバイル」(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。
2. 個人または法人である契約者が本サービスを利用するにあたっては、本規約のすべてに同意したものとみなし、本規約が適用されます。
3. 本規約は、弊社が運営するウェブサイト(以下「弊社Webサイト」といいます。)に掲載する方法により周知します。弊社は契約者に対し、本規約の変更等を通知する場合、弊社Webサイトにおいてこれを告知するほか、必要に応じて契約者情報に登録された連絡先へ通知することがあります。
4. 弊社は、本規約を変更することがあります。変更後の規約は、弊社Webサイトにおいて変更の効力発生日を明示したうえで告知し、当該効力発生日以降に本サービスを利用する場合に新たな規約が適用されるものとします。

第2条(本サービスの種類)

1. 本サービスは、以下のとおり複数の商品・オプションサービスを含みます。
 - 月額料金制の商品
 - データ通信サービス・音声通信サービス・SMSを利用できるSIMカード商品
 - Wi-Fiルーターを用いてデータ通信を行う商品
 - データ通信容量追加サービス
 - 弊社指定の商品に付与できるオプションサービスで、一定期間内に一定通信量まで速度制限のないデータ通信を利用できるサービス
2. 本規約は、前項に定める本サービスの内容に応じて適用されます。ただし、契約者が利用する商品またはオプションサービスによっては、適用されない条項がある場合があります。

第3条(用語の定義)

本規約において使用する主要な用語は、次のとおり定義します。

- 携帯電話事業者
弊社と直接または間接に、データ通信サービスまたは音声サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者
- 協定事業者
携帯電話事業者を含む、弊社と直接または間接に相互接続協定その他の契約を締結している電気通信事業者
- データ通信サービス
電気通信回線を介し、パケット交換方式によってデータを送受信する通信サービス
- データ通信容量追加サービス
データ通信サービスに関連するオプションサービス
- 音声通話サービス
音声その他の音響を電気通信回線を通じて送受信する通信サービス

- **SMS**(ショートメッセージサービス)
携帯電話事業者の回線設備を使用して、テキストメッセージを送受信するサービス
- 音声サービス
音声通話サービスおよびSMSの総称
- ユニバーサルサービス料
電気通信事業法に定められる基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てる料金
- 電話リレーサービス料
聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律等に基づき、電話リレーサービスを提供する機関への負担金に充てる料金
- **SIMカード**
契約者識別番号その他の情報(以下「契約者識別番号等」といいます。)を記録し、本サービスを利用するために弊社が契約者に貸与または譲渡するICカード
- 端末機器
契約者が使用するスマートフォン、タブレット、モバイルWi-Fiルーター等の機器
- 消費税相当額
消費税および地方消費税に相当する金額

第4条(商品内容の変更)

1. 弊社は、事前の予告なく本サービスの内容または名称を変更する場合があります。
2. 前項の変更を行う場合、弊社Webサイトにおいてその旨告知します。

第5条(弊社からの告知)

1. 弊社は、必要と判断した場合、本サービスの利用に関して必要な事項を弊社Webサイトにおいて告知します。
2. 弊社が必要と判断した場合、月額料金制商品・データ通信容量追加サービスの申込みに際し取得した契約者情報(連絡先等)を用いて、個別に契約者へ通知を行うことがあります。

第二章 利用の開始および終了

第1節 月額料金制の商品

第6条(月額料金サービスの申込み)

1. 月額料金制の商品(以下「月額料金サービス」といいます)の利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約に同意したうえで、弊社所定の方法により申し込みを行うものとします。
2. 申込者は、弊社所定の契約者情報および本人確認書類等を提供する義務を負います。弊社は、申込内容の確認のため、本人確認書類等に係る情報を警察その他の行政機関に照会・提供する場合があります。
3. 月額料金サービスの申込みは、利用者本人が行うことを原則とし、代理人による申込みは認められません。
4. 弊社は、申込み内容に虚偽がある場合や、過去に本規約違反等の理由で利用停止・契約解除となった者が申込みを行った場合等、弊社の業務遂行上支障があると判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。

5. 利用契約は、弊社が申込みを承諾し、弊社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。
6. 利用開始日は、商品の受取り方法(配送・店頭など)および申込の種類(新規・MNP転入)により異なり、弊社が別途定める日とします。利用開始日以降、月額基本料等の課金が始まります。
7. 音声通話サービスを伴う場合、申込者は番号ポータビリティ(MNP)の適用を希望するとき、弊社所定の方法でその旨を申し出るものとします。

第7条(初期契約解除)

1. 月額料金サービスのうち、電気通信事業法第26条の3に基づく初期契約解除制度の対象となる商品(以下「初期契約解除対象商品」といいます)については、サービスの利用開始日から起算して8日以内に書面で通知することにより、契約者は契約を解除できます。
2. 初期契約解除対象商品のうち、新規取得した携帯電話番号以外で音声通話サービスを利用する場合(MNP転入等)には、初期契約解除を申し出る際にMNP転出(番号ポータビリティ)を申請できるものとします。予約番号の有効期限内にMNP転出が完了しなかった場合、初期契約解除の効力は失われます。
3. 初期契約解除が行われた場合、当該契約は契約者からの書面通知日(またはMNP転出の場合は転出完了日)をもって終了し、契約者は、初期契約解除までに提供を受けたサービスに対し、弊社が定める料金を負担します。

第8条(契約者による解約)

1. 契約者が本サービスの解約を希望する場合、解約を希望する1か月前までに、下記のいずれかの方法で弊社に連絡してください。
 - ・電話連絡: 050-5536-1624(カスタマーサービス)
 - ・メール連絡: customer@wondermobile.jp
2. 前項により電話またはメールで解約の意思表示を行えば、原則として解約手続きは進行します。ただし、書面での手続きを希望される場合は、弊社所定の解約届書面(以下「解約届」といいます)提出することができます。解約届には、契約者名、契約番号、住所、電話番号、解約希望日等、弊社が指定する必要事項を正確にご記入のうえ、ご提出ください。
3. 解約日は、解約の意思表示を受理した日または弊社所定の手続きが完了した日を基準として、解約希望月の末日あるいはMNP転出を伴う場合は転出完了日など、弊社が定めるルールに従って確定します。電話・メールでの意思表示のみであっても、解約日が確定すれば解約成立とみなされます。
4. 解約手続きが完了した後であっても、解約日以前に利用された通話料・SMS利用料金・その他の従量課金については、解約後に請求が生じる場合があります。口座振替・クレジットカード決済等の請求タイミングにより、解約当月の利用分が翌月以降に引き落とし・請求されることがあります。
5. 弊社から端末やSIMカード等を貸与している場合は、解約完了後、弊社の定める方法および期限に従い速やかに返却してください。返却遅延等により延滞料金や損害賠償が発生する場合、契約者はこれを負担するものとします。
6. 音声通話サービスを利用している場合、契約者がMNP(電話番号ポータビリティ)による解約を希望する場合は、前各項の手続きに加えて、弊社所定のMNP転出手続きを行ってください。支払遅延等の事情がある場合には、MNP転出を制限することがあります。

第2節 データ通信容量追加サービス

第9条(データ通信容量追加サービスの申込み)

1. 弊社が別途指定する商品を契約中の契約者は、弊社所定の方法によりデータ通信容量追加サービスを申し込むことができます。
2. データ通信容量追加サービスは、対象となる商品ごとに申込みが必要です。

第10条(利用期間)

データ通信容量追加サービスを契約した場合、その利用申込みが成立した当該料金月において、一定の通信量(利用可能通信量)まで追加データ通信が可能となります。

第11条(利用の終了)

1. データ通信容量追加サービスは、利用可能通信量の消費完了または当該料金月の末日をもって終了します。
2. 前項にかかわらず、データ通信容量追加サービス対象商品自体が終了した場合、本サービスも終了します。

第3節 利用権の譲渡(名義変更)

第12条(利用権の譲渡(名義変更))

契約者は、本サービスの利用権を第三者に譲渡または名義変更することはできません。

第4節 音声通話サービス

第13条(音声通話サービスの提供)

1. 弊社が提供する音声通話サービスは、弊社所定の手続きを完了し、利用契約が成立した方に対して提供します。
2. 音声通話サービスを利用するにあたり、本節の規約が適用されます。

第14条(音声通話サービスの申込み)

音声通話サービスの申込みは、第6条(月額料金サービスの申込み)の定めに準じます。

第15条(音声通話サービスの電話番号)

1. 音声通話サービスには、1回線ごとに1つの電話番号が割り当てられます。
2. MNP以外の場合、契約者は電話番号を指定することはできません。
3. 契約者は電話番号を理由に変更請求は行えません。

第16条(第三者課金発信の音声通信品質の非保証)

第三者課金発信を利用した音声通信は、通常の発信に比べて品質低下のおそれがあり、弊社はこれを保証しません。

第17条(音声オプションサービス)

1. 音声通話サービス契約者は、弊社の定めるオプションサービスを利用できる場合があります。
2. 申込み・解約は弊社所定の方法によります。
3. オプションサービスの内容や料金は、弊社Webサイトにて確認できるものとし、音声通話サービスの終了時に同時に終了します。

第18条(回線追加サービス)

1. 音声通話サービスの契約者は、弊社所定の方法により2回線目(サブ回線)を追加できる場合があります。ただし、追加可能な回線数には上限を設けることがあります。
 2. 回線追加サービスを解約する場合、メイン回線を解約した時点でサブ回線も同時に解約となります。
 3. 回線追加サービスの料金は、メイン回線と同一または弊社が別途定める形で適用されます。
-

第三章 端末機器およびSIMカード等

第19条(端末機器の利用にかかる契約者の義務)

1. 契約者は、電気通信事業法および電波法等の定める技術基準に適合した端末機器を利用し、その状態を維持するものとします。
2. 契約者は、端末機器の改変や損壊、契約者識別番号の読み出しや変更等を行ってはならないものとします。

第20条(自営端末機器)

1. SIMカードのみを提供する商品(以下「SIM商品」といいます)を利用する場合、契約者は対応する自営端末機器を自己責任で用意します。
2. 技術基準に適合しない端末機器や、法令に違反する方法での利用が認められた場合には、弊社は利用停止等の措置を講じることがあります。

第21条(SIMカード等)

1. 本サービスの利用に必要なSIMカード等は、弊社が契約者に貸与または譲渡するものとし、契約者は善良なる管理者の注意義務に従い管理します。
2. 契約者は、SIMカードの改造や契約者識別番号等の書き換えを行ってはなりません。
3. 利用終了後、弊社が返却を求めた場合、契約者はSIMカードを速やかに返却しなければなりません。

第22条(SIMカード等の再発行)

1. SIMカードが故障または破損して利用できなくなった場合、契約者は、弊社所定の手続きにより再発行を請求できます(有償の場合あり)。

2. 契約者都合（紛失や端末変更等）でSIMカードの再発行を希望する場合、別途手数料が必要となる場合があります。

第四章 利用方法

第23条（契約者情報の取得）

1. 弊社は、契約者が提供する以下の情報（契約者情報）を取得します。
 - 利用契約申込み時に提出される本人確認書類・氏名・住所等
 - 請求関連情報、通信利用量、利用期間など
 - 危険SMSと判定されたSMSに関する情報（送信日時、送信元番号、内容等）
2. 契約者が契約者情報の全部または一部を提供しない場合、サービス提供に支障を来すことがあり、これにより発生する不都合等について弊社は責任を負いません。

第24条（契約者アカウントの発行）

弊社は契約者に対しアカウント（以下「契約者アカウント」といいます）を発行し、契約情報や利用状況を確認できるようにします。

第25条（契約者アカウントの管理）

1. 契約者は、契約者アカウントに付されるID、パスワード等（以下「アカウント情報」といいます）を自己の責任で管理します。
2. アカウント情報の第三者共有・譲渡・貸与は固く禁止されます。
3. アカウント情報の管理不備や他者の不正使用による損害について、弊社は一切責任を負いません。

第26条（契約者情報の変更の届出）

契約者は、登録した契約者情報（住所・連絡先など）に変更が生じた場合、弊社所定の方法で速やかに届出を行わなければなりません。

第27条（サポートサービス）

1. 弊社は、契約者が本サービスを円滑に利用できるよう、サポートサービスを提供します。
2. サポートサービスの詳細や受付方法は弊社Webサイトにて告知します。

第28条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスを通じて行った行為およびその結果に対し、一切の責任を負います。
2. 本サービスの利用により他者に損害を与えた場合、契約者は自己の費用と責任においてこれを解決し、弊社に損害を与えないよう努めるものとします。

第29条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを業として第三者に提供してはならず、これに違反した場合、該当する第三者による利用は契約者本人による利用とみなされます。
 2. 契約者が、本サービスにおいて以下の行為を行うことは禁止されます（法令、公序良俗、知的財産権侵害など）。
 - 音声サービスでは、不特定多数への自動ダイヤルや迷惑行為、危険SMS送信等も追加で禁止されます。
 3. これら禁止行為が行われても、弊社は事前監視義務を負わず、契約者は自己の行為について一切の責任を負います。
-

第29条の2(契約者の義務)

1. 契約者は、エンドユーザー（契約者から本サービスを利用する権限を得た個人・法人を含みます）に対し、本サービスを利用するにあたり、本項および次項に規定するものと同等または類似の条項を含んだ利用規則を作成し、エンドユーザーに遵守させるよう要求するものとします。
 1. 弊社および契約者は、ホストコンピューター、ネットワークセンターおよびアクセスポイント（以下、本条において「ネットワーク」といいます）を通過する情報の内容について管理することができず、またこれに関していかなる保証もしません。
 2. 契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。
 3. 契約者は、本サービスを、契約者自身以外の第三者に再販売し、または提供することはできません。
 4. 契約者の個人情報、司法機関等公的機関の要請がある場合に開示されることがあります。また、契約者の利用状況は、個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、または契約者本人の同意を得ることを条件に、弊社および契約者の事業、または第三者に提供されることがあります。
 5. 弊社は、ワイヤレスデータ通信を通じて行われる通信について、すべて契約者のアカウントに基づく行為とみなし、その責任を契約者が負うものとします。
 6. 契約者は、本サービスの運用のため、アカウント情報等の個人情報が弊社とやりとりされることに同意するものとします。
 7. 契約者は、利用規則のほか、携帯電話事業者の約款、規則および利用条件を含む、弊社または協定事業者等が定める条件に従うものとします。
 8. 契約者が本サービスを利用するために必要となる機器や回線等の設備は、自己の費用と責任において維持するものとします。
 9. 契約者は、ID、パスワード、その他本サービスを利用する権利を認識するに足る情報（以下「ID情報」といいます）を自己の責任で管理するものとします。また、ID情報の管理・使用に関連して発生した損害について、故意・過失を問わず、弊社は責任を負わないものとします。
 10. 契約者は、本サービスの適切な運用のため、弊社、携帯電話事業者、協定事業者および運送会社等の委託先会社との間で、契約者の個人情報およびID情報が授受されることを了承します。
 11. 弊社は、契約者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える場合、当該通信の制御または帯域を制限することがあります。

12. 弊社は、契約者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化を行う場合があります。
13. 弊社は、契約者が次項の禁止事項に該当する場合、事前の通知なく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くことができるものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはなりません。
 1. 他人(弊社を含む)の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 2. 他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
 3. 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 4. 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、またはこれを誘発もしくは扇動する行為
 5. わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
 6. 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくはそのおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 7. 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 8. 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 9. 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 10. 自己のID情報を他人と共有し、または他者が共有しうる状態に置く行為
 11. 他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の契約者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含む)
 12. コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 13. 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含む)において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
 14. 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
 15. 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を送信する行為
 16. 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 17. 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負い、仲介し、または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 18. 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 19. 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為
 20. 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 21. その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると弊社が判断した行為
 22. 他人の施設、設備または機器に権限なくアクセスする行為
 23. 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為

24. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 25. その他、法令または公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
 26. 前各号に該当するおそれがあると弊社が判断する行為
-

第五章 料金

第1節 月額料金制の商品

第30条(料金の支払義務)

1. 月額料金サービスの契約者は、利用開始日から解約または解除される料金月末日までの期間分の利用料金を支払う義務を負います。
2. 利用料金には、月額基本料・通話料・SMS送信料・音声オプション料・ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料など、弊社が別途定める項目が含まれます。
3. 原則として利用開始月・利用終了月の月額料金は日割りしません。ただし、弊社が別途定める場合はこの限りではありません。
4. 利用解約のタイミングによっては、解約日までに発生した通話料等が別途請求される場合があります。

第31条(音声通話サービスの通話料)

1. 弊社が定めるプランにおいて通話定額やかけ放題が設定されている場合であっても、0570番号や衛星電話、104番号案内等に発信した場合には別途通話料が請求される場合があります。
2. 弊社Webサイトに定める場合を除き、契約者はこれら有料通話について定められた通話料を支払うものとします。

第32条(初期契約解除に伴い契約者が支払う料金)

1. 第7条(初期契約解除)に定める制度を適用して契約解除が行われた場合であっても、契約者は契約解除までに提供されたサービスに相当する料金や事務手数料等を支払う義務を負います。
2. 弊社が契約者から既に受領している金額が当該費用を超える場合、弊社は超過分を契約者に返還します。

第33条(料金の支払方法等)

1. 月額料金およびその他の利用料金の支払方法は、弊社が指定する銀行口座への振込、クレジットカード、口座振替等、弊社が別途定める方法のいずれかによるものとします。
2. 口座振替を利用する場合、原則として「当月の利用分」を「翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)」に自動引き落としするものとします。ただし、事務処理や金融機関の都合により、引き落とし日に変更となる場合があります。
3. クレジットカード支払いを利用する場合、カード会社の締め日・決済日等に従い、当月の利用分が翌月または翌々月に請求される場合があります。
4. 前各項の手続き・期日までに支払いが行われない場合、弊社は利用停止または契

約解除の措置をとることがあります。

5. 過払い金や返金が生じた場合の処理については、第38条(過払金の取扱い)の規定に従います。

第34条(過払金の取扱い)

契約者が弊社に支払うべき金額を超える過払いが生じた場合、弊社は所定の手続きに基づき契約者に返還します。返還に要する費用は契約者負担とする場合があります。

第35条(データ通信容量追加サービスに係る料金の一括払い)

1. データ通信容量追加サービスの料金は、一括払いとなり、利用開始前後を問わず契約者の都合による未使用分の返金はありません。
2. その他支払方法については、第34条(料金の支払義務)および第37条(料金の支払方法等)の規定を準用します。

第六章 利用の中断、一時中断、利用の停止および解除

第36条(利用の中断)

1. 弊社は以下の場合、本サービスの利用を中断することがあります。
 - 弊社または協定事業者の電気通信設備の保守・工事
 - 第45条(通信利用の制限)、第47条(通信時間等の制限)による通信制限
2. 本条に基づき利用を中断する場合、弊社はあらかじめ弊社Webサイトまたは契約者へ周知するよう努めます。
3. 利用が中断しても、利用期間や料金発生には影響しません。

第37条(契約者からの請求による利用の一時中断)

1. 契約者は弊社所定の方法により一時中断を請求できます。
2. 一時中断後、再開を希望する場合も同様に弊社所定の方法による請求が必要です。
3. 一時中断期間中も月額料金等は発生します。

第38条(利用の停止)

1. 契約者が料金未納や本規約違反等、弊社が定める要件に該当すると判断した場合、弊社は一定期間本サービスの利用を停止することがあります。
2. 利用停止の際、弊社は原則として個別に通知を行いません。
3. 利用停止期間中も契約者は月額料金支払義務を免れません。

第39条(弊社による利用契約の解除)

1. 前条による利用停止事由が解消されない場合、弊社は当該契約を解除することができます。
2. 本規約違反が著しいと弊社が判断した場合、利用停止を経ずに直ちに契約を解除できるものとします。

第七章 通信の制限

第40条(通信区域)

1. 本サービスで利用できる通信の提供区域は、携帯電話事業者が定めるエリアとします。屋内や地下など、電波の弱い場所では通信できない場合があります。
2. この場合であっても、弊社は一切責任を負いません。

第41条(通信利用の制限)

保守・工事や携帯電話事業者の制限措置により、一時的に通信を制限する場合があります。この場合に伴う契約者の損害について、弊社は故意または重大な過失がない限り責任を負いません。

第42条(危険SMS拒否設定によるSMSの受信に関する制限)

1. 弊社は危険SMS(フィッシング詐欺等に用いられる可能性が高いSMS)の拒否設定をデフォルトで適用する場合があります。
2. 契約者は所定の手続きによりこれを解除できますが、危険SMSがすべてブロックされることを保証するものではありません。

第43条(通信時間等の制限)

1. 交通・通信の確保を要する緊急時において、弊社または携帯電話事業者は災害救援等の優先通信のため、その他の通信を制限・停止することがあります。
2. 通信時間またはデータ量が一定を超える場合、通信を切断する場合があります。
3. 動画再生やP2P通信等、大量の帯域を占有する通信に対しては速度制限や通信量制限を行う場合があります。

第44条(通信時間の測定)

通信時間は、弊社および協定事業者の機器で測定し、双方の回線が接続可能な状態になった時点から切断されるまでの経過時間を通話時間等とみなします。

第八章 サポート

第45条(サポート)

1. 弊社は、契約者に対して本サービスに関する技術サポートを行います。ただし、その範囲や内容は弊社の裁量によって決定します。
2. アップデートや保守サービスの提供は弊社の任意とし、契約者が必ずしも受けられることを保証しません。

第46条(情報の収集)

1. 弊社は、技術サポートを行う際、必要に応じて契約者から情報提供を求め、それを利用することがあります。
 2. 契約者を個人として特定できない形での統計処理を行い、本サービスの品質向上等に活用することがあります。
-

第九章 保守

第47条(弊社の維持責任)

弊社は、弊社が設置する電気通信設備について、事業用電気通信設備規則等に適合するように維持します。

第48条(修理または復旧)

1. 弊社の電気通信設備が故障または滅失した場合、可能な限り速やかに修理・復旧を行います。
2. 設備の修理・復旧作業により契約者に生じた損害は、弊社の故意または重大な過失がない限り賠償しません。

第49条(保証の限界)

1. インターネットや電気通信事業者等との接続状況により、本サービスの品質や速度等を完全に保証することはできません。
 2. 弊社は、一般的な技術水準をもってしても通信障害等が生じうることを免責とし、弊社の故意または重大な過失がない限り責任を負わないものとします。
-

第十章 損害の賠償

第50条(弊社の責めに帰すべき事由による損害)

1. 弊社の故意または重大な過失により、本サービスが24時間以上継続して全く利用できない状態となった場合、契約者が被った通常損害に限り賠償します。
2. 賠償額は、弊社が定める算出基準に従い、月額基本料等から相当金額を減じる方法等で行います。

第51条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)

協定事業者側に起因する障害等で本サービスが利用できなかった場合、協定事業者から弊社に賠償された範囲内で、かつ弊社所定の算定方法で契約者に賠償する場合があります。

第52条(不可抗力免責)

天災・戦争・テロなどの不可抗力により本サービスが利用できなかった場合、弊社は損害賠償を負わないものとします。

第53条（本サービスの利用または利用不能から派生した損害）

契約者が本サービスを利用した、または利用できなかったことにより生じた逸失利益、データ損失、事業の中断等について、弊社は責任を負いません。

第54条（損害賠償額の上限）

弊社が契約者に対して負う損害賠償は、当該契約者が弊社に支払った料金の累計額を上限とします。ただし、故意または重大な過失がある場合を除きます。

第十一章 雑則

第55条（携帯電話事業者との契約）

契約者は、本サービスの利用に伴い、携帯電話事業者との接続契約が成立または解約される場合があることを承諾します。弊社はこれら手続きを携帯電話事業者へ取り次ぐ場合があります。

第56条（商品の販売終了）

1. 弊社は、事前予告なく本サービス商品の販売を終了することがあります。
2. 販売終了後も、利用中の契約者に対しては引き続きサービスを提供するよう努めますが、第62条（商品の廃止）によりサービスを終了する場合があります。

第57条（利用申込み等の受付終了）

弊社は、本サービスの商品申込み受付を終了する場合があります、その旨を弊社Webサイト等で告知します。

第58条（商品の廃止）

1. 弊社は、都合により本サービスの一部または全部を廃止することがあります。
2. 弊社は、廃止日までに相当の期間において、契約者へ告知するものとします。

第59条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても同様であることを表明します。
2. 契約者が本条に違反した場合、弊社は事前通知なく本契約を解除し、損害が生じた場合は賠償を請求することができます。

第60条（分離性）

本規約の一部が無効とされても、残りの規定は継続して有効に存続します。

第61条（準拠法）

本規約は日本法を準拠法とし、解釈されます。

第62条（協議）

本規約に定めない事項や疑義が生じた場合、弊社と契約者は誠実に協議して解決を図るものとします。

第63条（管轄裁判所）

本サービスまたは本規約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<改訂履歴>令和7年3月改定